

(表紙)

鏡 石 町 森 林 整 備 計 画	鏡石町森林整備計画
福 島 県	計画期間
鏡 石 町	〔自 令和 7 年 4 月 1 日 至 令和 1 7 年 3 月 3 1 日〕
	福 島 県
	鏡 石 町

目 次

I	伐採、造林、保育その他森林の整備に関する基本的な事項	
1	森林整備の現状と課題	4
2	森林整備の基本方針	4
3	森林施業の合理化に関する基本方針	6
II	森林の整備に関する事項	
第1	森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く）	
1	樹種別の立木の標準伐期齢	6
2	立木の伐採（主伐）の標準的な方法	6
3	その他必要な事項	8
第2	造林に関する事項	
1	人工造林に関する事項	8
2	天然更新に関する事項	10
3	植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する事項	11
4	森林法第10条の9第4項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準	11
5	その他必要な事項	12
第3	間伐を実施すべき標準的な林齢，間伐及び保育の標準的な方法その他間伐及び保育の基準	
1	間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法	12
2	保育の種類別の標準的な方法	13
3	その他必要な事項	13
第4	公益的機能別施業森林等の整備に関する事項	
1	公益的機能別施業森林の区域及び当該区域における施業の方法	14
2	木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域における森林施業の方法	15
3	その他必要な事項	15
第5	委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項	
1	森林の経営の受委託等による森林の経営規模の拡大に関する方針	15
2	森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大を促進するための方策	15
3	森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項	15
4	森林経営管理制度の活用に関する事項	15
5	その他必要な事項	16
第6	森林施業の共同化の促進に関する事項	
1	森林施業の共同化の促進に関する方針	16
2	施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策	16
3	共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項	16
4	その他必要な事項	16

第 7	作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項	
1	効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムに関する事項	1 6
2	路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項	1 7
3	作業路網の整備に関する事項	1 7
4	その他必要な事項	1 7
第 8	その他必要な事項	
1	林業に従事する者の養成及び確保に関する事項	1 8
2	森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項	1 8
3	林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項	1 8
III	森林の保護に関する事項	
第 1	鳥獣害の防止に関する事項	
1	鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法	1 8
2	その他必要な事項	1 8
第 2	森林病虫害の駆除及び予防、火災の予防その他の森林の保護に関する事項	
1	森林病虫害等の駆除及び予防の方法	1 8
2	鳥獣害対策の方法（第 1 に掲げる事項を除く）	1 9
3	林野火災の予防の方法	1 9
4	森林病虫害の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項	1 9
5	その他必要な事項	1 9
IV	森林の保健機能の増進に関する事項	
1	保健機能森林の区域	1 9
2	保健機能森林の区域内の森林における造林，保育，伐採その他の施業の方法に関する事項	1 9
3	保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備に関する事項	2 0
4	その他必要な事項	2 0
V	その他森林の整備のために必要な事項	
1	森林経営計画の作成に関する事項	2 0
2	生活環境の整備に関する事項	2 0
3	森林整備を通じた地域振興に関する事項	2 1
4	森林の総合利用の推進に関する事項	2 1
5	住民参加による森林の整備に関する事項	2 1
6	森林経営管理制度に基づく事業に関する事項	2 1
7	その他必要な事項	2 1

I 伐採，造林，保育その他森林の整備に関する基本的な事項

1 森林整備の現状と課題

本町は、福島県中通りの中南部に位置し、南東は阿武隈川を境に石川郡玉川村、西は一部隈戸川を境に天栄村、北西は須賀川市、南は西白河郡矢吹町と接している。

本町の総面積は3,130 haで全体的に平坦地であり、気候も内陸型で比較的温暖である。

交通環境はJR東北本線、東北縦貫自動車道、国道4号線が南北に通過し、さらには福島空港が開港し年々高速交通体系が整備され都市化が進んでおり、地域森林計画における対象森林面積は312 haで、総面積の10.0%と小面積であり、全て民有林である。

近年、林業をとりまく情勢は、長期的な木材需要並びに価格の低迷や農山村の過疎化などにより林業生産活動が停滞し、厳しい状況にあるが、本町においても例外ではなく、森林施業に対し積極的でなく、適正な施業の行われていない森林が多い。

また、平成23年3月に発生した東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故に伴う森林への放射性物質の影響によって、森林整備の停滞、特用林産物の出荷制限、風評被害など、森林・林業・木材産業は大きな被害を受けています。

今後の森林整備の課題として、森林の荒廃を防止、保育作業の進んでいない森林については、適正な施業を行うよう推進し、森林の健全化を図ることが必要である。また、市街化の進んでいる地域については、特に広葉樹の保全により地域住民の住み良い生活環境を維持することが必要である。

2 森林整備の基本方針

森林の整備及び保全に当たっては、森林の有する多面的機能を総合的かつ高度に発揮させるため、適正な森林施業の実施や森林保全の確保により健全な森林資源の維持造成を推進するとともに、航空レーザ測量等のリモートセンシングによる高精度な森林資源情報や詳細な地形情報の整備により、現地調査の省力化や適切な伐採区域の設定、林道等の路網整備の効率化、崩壊リスクが高い箇所における効果的な治山施設の設置等を推進します。また、森林の資源状況を適確に把握するため、森林クラウドの効果的な活用を図るものとする。

この際、生物多様性の保全及び地球温暖化の防止に果たす役割並びに近年の地球温暖化に伴い懸念される集中豪雨の増加等の自然環境の変化や急速な少子高齢化と人口減少、所有者不明森林や整備の行き届いていない森林の存在等の社会的情勢の変化等に配慮します。また、近年の森林に対する国民の要請を踏まえ、資源の循環利用を通じた花粉発生源対策を加速化するとともに、流域治水とも連携した国土強靱化対策を推進するものとする。

また、多様な森林資源の整備及び保全を図るため、森林の有する各機能を高度に発揮するための適切な森林施業の面的な実施、林道等の路網の整備、委託を受けて行う森林施業又は経営の実施、保安林制度の適切な運用、山地災害等の防止、森林病虫害や野生鳥獣による被害対策などの森林保護の推進等に努めるものとする。

なお、放射性物質対策については、放射性物質の影響に応じて、森林整備とその実施に必要な放射性物質の拡散抑制対策を実施し、森林環境の回復や風評の払拭を図るものとする。

(1) 地域の目指すべき森林資源の姿

森林のもつ多面的機能の持続的な発揮を目指し、森林資源の現況に応じた適正な森林施業の実施や、森林保全の確保を推進する。

ア 水源涵養機能維持増進森林

該当なし。

イ 山地災害防止／土壌保全機能維持増進森林

該当なし。

ウ 快適環境形成機能維持増進森林

樹高が高く枝葉が多く茂っているなど遮蔽能力や汚染物質の吸着能力が高く、諸被害に対する抵抗性が高い森林

007林班 36～67小班

エ 保健・レクリエーション・文化（生物多様性保全含む）機能維持増進森林

（保健・レクリエーション機能）森林

身近な自然や自然とのふれあいの場として適切に管理され、多様な樹種等からなり、住民等に憩いと学びの場を提供している森林であって、必要に応じて保健・教育活動に適した施設が整備されている森林

（文化機能）森林

史跡、名勝等と一体となって潤いのある自然景観や歴史的風致を構成している森林であって、必要に応じて文化活動に適した施設が整備される森林

（生物多様性保全機能）森林

原生的な森林生態系、希少な生物が生育・生息する森林・陸域・水域にまたがり特有の生物が生育・生息する溪畔林

007林班 36～67小班

オ 木材等生産機能維持増進森林

該当なし。

(2) 森林整備の基本的な考え方及び森林施業の推進方策

ア 水源涵養機能維持増進森林

該当なし。

イ 山地災害防止／土壌保全機能維持増進森林

該当なし。

ウ 快適環境形成機能維持増進森林

地域の快適な生活環境を保全する観点から、風や騒音等の防備や大気の浄化のために有効な森林の構成の維持を基本とし、樹種の多様性を増進する施業や適切な保育・間伐等を推進する。

007林班 36～67小班

エ 保健・レクリエーション・文化（生物多様性保全含む）機能維持増進森林

（保健・レクリエーション機能）森林

町民に憩いと学びの場を提供する観点から、自然条件や町民のニーズ等に応じ広葉樹の導入を図るなどの多様な森林整備を推進する。

（文化機能）森林

潤いある自然景観や歴史的風致を構成する観点から、美的景観の維持・形成に配慮した森林整備を推進することとする。

（生物多様性保全機能）森林

全ての森林は多様な生物の生育・生息の場として生物多様性の保全に寄与していることを踏まえ、一定の広がりにおいてその土地固有の自然条

件・立地条件に適した様々な生育段階や樹種から構成される森林がバランス良く配置されていることを目指すものとする。また野生生物の生息・生育環境にも配慮した適切な保全を推進する。

007林班 36～67小班

オ 木材等生産機能維持増進森林
該当なし。

3 森林施業の合理化に関する基本方針

森林施業の合理化については、国、県、市町村及び森林・林業・木材産業等の関係者が緊密な連携を図りつつ、地域における安定的な林業経営の確立に向け、意欲ある森林所有者や森林組合、林業経営体等による「森林経営計画」の作成を推進し、計画に基づく低コストで効率的な森林施業の定着を図るものとする。また、森林施業の共同実施や作業路網の維持運営等を内容とする「施業実施協定」の締結等により、森林所有者等が共同で行う施業の確実な実施を促進するものとする。

なお、委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施等については、施業集約化と長期施業受委託等に必要な森林情報の提供及び助言・あっせんなどを推進し、長期にわたり持続的な経営を実現できる林業経営体への委託を進めるものとする。その際、施業等の委託が円滑に進むよう、森林の土地の所有者届出制度の運用や固定資産税情報の適切な利用を通じて、得られた情報を林地台帳に反映するなどして、森林所有者情報の精度向上を図るとともに、その情報提供を促進するものとする。また、施業集約化等を担う森林施業プランナーの育成を進めるものとする。

このほか、間伐等の適切な森林の整備及び保全を推進するための条件整備として、境界の整備や森林クラウドの効果的な活用など、森林管理の適正化を図るものとする。あわせて、航空レーザ測量等により整備された森林資源情報を活用し、面的な集約化を進めるものとする。

II 森林の整備に関する事項

第1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く）

1 樹種別の立木の標準伐期齢

地 域	樹 種						
	スギ	ヒノキ	アカマツ	その他針葉樹	クヌギ	広葉樹（用材）	広葉樹（その他）
本町全域	45年	50年	40年	55年	15年	65年	20年

（注）標準伐期齢は、地域を通じた立木の伐採（主伐）の時期に関する指標として定めるものであるが、標準伐期齢に達した時点での森林の伐採を促すためのものではない。

2 立木の伐採（主伐）の標準的な方法

立木の伐採（主伐）の標準的な方法については、森林の有する多面的な機能の維持増進に配慮しつつ、森林資源の持続的利用と森林の質的充実を図ることを旨とし、対象森林に関する自然条件及び社会的条件、地域における既往の施業体系、樹種の特性、木材需要動向、森林の構成等を勘案して、伐採跡地が連続することがないように特に留意しつつ以下に基づき皆伐、択伐の別に定めるものとする。

- ・皆伐：皆伐については、主伐のうち択伐以外のものとする。皆伐に当たっては、気候、地形、土壌等の自然条件及び森林の有する公益的機能の確保の必

要性を踏まえ、適切な伐採区域の形状、1箇所当たりの伐採面積の規模及び伐採区域のモザイク的配置に配慮し、伐採面積の規模に応じて少なくとも概ね20ヘクタール毎に保残帯を設け適確な更新を図るものとする。

- ・ 択伐：択伐については、主伐のうち、伐採区域の森林を構成する立木の一部を伐採する方法であって、単木・帯状又は樹群を単位として伐採区域全体では概ね均等な割合で行うものであり、材積に係る伐採率が30%以下（伐採後の造林が植栽による場合にあっては40%以下）の伐採とする。
択伐に当たっては、森林の有する多面的機能の維持増進が図られる適正な林分構造となるよう、適切な伐採率により一定の立木材積を維持するものとする。

なお、立木の伐採に当たっては、以下のア～カに留意する。

ア 1箇所当たりの伐採面積については、保安林等法令により立木の伐採に制限のある森林については、その制限の範囲内とし、制限の目的を妨げない伐採・搬出方法によるものとする。また、制限林以外の森林については、林地の保全及び公益的機能の確保に配慮して1箇所当たりの伐採面積を20ha以下とし、努めて小規模に抑えるとともに伐採箇所についても分散を図るものとする。特に、林地の崩壊の危険のある箇所、溪流沿い、尾根筋等については、森林所有者等と話し合い、伐採の適否や択伐、分散伐採等の伐採方法を決定する。

イ 森林の生物多様性~~の~~保全の観点から、野生生物の営巣等に重要な樹木等については、保残等に努める。

ウ 森林の有する多面的機能の発揮を確保する観点から、伐採の規模、周辺の伐採地との連担等を十分に考慮し、伐採区域を複数に分割して一つの区域で植栽を実施した後に別の区域で伐採したり、帯状又は群状に伐採することにより複層林を造成したりするなど、伐採を空間的、時間的に分散させるものとする。また、伐採跡地間には、少なくとも周辺森林の成木の樹高程度の幅を確保する。

エ 伐採後の適確な更新を確保するため、あらかじめ適切な更新の方法を計画し、その方法を勘案して伐採を行うとともに、地拵えや植栽等の造林作業、天然稚樹の生育の支障とならないよう枝条類を整理するものとする。特に、天然更新による場合には、天然稚樹の生育状況、母樹の保存、種子の結実等に配慮する。

オ 林地の保全、雪崩や落石等の防止、寒風害等の各種被害の防止、風致の維持、及び溪流周辺や尾根筋等の森林における生物多様性の保全等のため必要がある場合には、人工林・天然林を問わず保護樹帯を設置する。

カ 上記イ～オに定めるものを除き、「主伐時における伐採・搬出指針の制定について」（令和3年3月16日付け2林整整第1157号林野庁長官通知）のうち、立木の伐採方法に関する事項を踏まえる。

また、集材に当たっては、林地の保全等を図るため、地域森林計画で定める「森林の土地の保全のため林産物の搬出方法を特定する必要がある森林及びその搬出方法」に適合したものとするとともに、「主伐時における伐

採・搬出指針の制定について」(令和3年3月16日付け2林整整第1157号林野庁長官通知)を踏まえ、現地に適した方法により行う。

3 その他必要な事項

未利用間伐材をはじめ、伐木造材時に発生する端材や梢端部、枝条等は、地球温暖化防止や循環型社会の形成を図る観点からも林地からの搬出に努め、建築・土木資材や再生可能エネルギーへの利活用を推進するものとする。

なお、搬出しない場合は、流木被害の一因にならないよう適切な処理を行うものとする。

また、森林所有者等が自主的に長伐期施業を行う場合は、森林の有する公益的機能をより高度に発揮させるとともに、大径木の生産を目標として、標準伐期齢の概ね2倍を超える林齢において主伐を行うものとする。

伐採作業を行うに当たり、空間放射線量率を測定するなど、放射性物質濃度の高い樹皮等が流通しないよう努めるものとする。(平成26年12月17日付け「福島県民有林の伐採木の搬出に関する指針」による)

第2 造林に関する事項

1 人工造林に関する事項

人工造林は、木材等生産機能の発揮が期待され、将来にわたり育成単層林として維持する森林のほか、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林や、公益的機能の発揮の必要性から植栽を行うことが適当である森林において行うこととする。

(1) 人工造林の対象樹種

人工造林の対象樹種

区分	樹種名	備考
人工造林の対象樹種	スギ、ヒノキ、アカマツ、クヌギ、コナラ	

(注1) 定められた樹種以外の樹種を植栽しようとする場合は、鏡石町の林務担当課又は林業普及指導員と相談の上、適切な樹種を選択するものとする。

(注2) 苗木の選定に当たっては、成長に優れたエリートツリー(第2世代精英樹等)等の苗木や花粉の少ない苗木(無花粉苗木、~~少~~花粉苗木、低花粉苗木及び特定苗木をいう。以下同じ)の導入及び増加に努める。

(2) 人工造林の標準的な方法

ア 人工造林の樹種別の植栽本数

人工造林の樹種別の植栽本数

樹種	標準的な植栽本数(本/ha)	備考
スギ	1,500~3,000	樹種・植生本数の決定に当たっては、造林地の自然条件、既往の施業体系、施業技術の動向等を勘案のうえ定めるものとします。
ヒノキ	1,500~3,000	
アカマツ	5,000	
広葉樹	1,500~6,000	

（注１）複層林化を図る場合の樹下植栽について、単位面積当たり標準的な植栽本数に下層木以外の立木の伐採率（材積による率）を乗じた本数以上を植栽するものとする。

（注２）上記の標準的な植栽本数によらない場合は、鏡石町の林務担当課又は林業普及指導員と相談の上、適切な植栽本数を決定するものとする。

イ その他人工造林の方法
 その他人工造林の方法

区 域	標準的な方法
地ごしらえの方法	○植付け予定地の雑草木、ササ類等、植付けに障害となる地被植物を地際より伐倒・刈り払いにより全面にわたり取り除き、刈払ったものは伐採木の梢端部や枝条とともに山腹の適切な所に集積し、棚積等を実施する。 ○植付け予定地の地被植物や枝条量が少ない場合は、刈払った雑草木や伐採木の梢端部や枝条を林地全面に散布し、林地の保全に配慮する。 ○傾斜角30度以上の傾斜地又は積雪不安定地においては、伐倒した立木や枝条等を横筋棚積みにし、その棚を支えるため、ある程度の高さで伐った広葉樹等を2mおき位に立てる。
植付けの方法	○植付け地点を中心に周囲60～70cm程度の落葉、雑草、その他地被物を取除き、30～40cm四方、深さ25～30cm程度の植え穴を掘って植付ける普通穴植え法により行う。 ○コンテナ苗は、唐クワまたは専用器具で植付を行う。現地の傾斜・地形・土質・地被物等の状況等によって適する器具を選定する。 ○凍結や乾燥の恐れがある所では、深植えを行い、病害による被害を受けやすい地域は抵抗性品種を積極的に導入する。
植栽の時期	○春植えを行う場合は、無風、曇天、降雨直前等の適期に行うものとし、スギは春の乾燥期を避け、梅雨入りの前までに、ヒノキは春の早い時期までに、アカマツ、カラマツは春の樹木の芽吹き前までに、広葉樹は秋から翌年の春の早い時期までに行う。 ○秋植えを行う場合は、根の成長鈍化後に行う。

また、コンテナ苗の活用や伐採と造林の一貫作業システムの導入に努めることとする。

(3) 伐採跡地の人工造林をすべき期間

森林資源の積極的な造成を図るとともに、森林の有する公益的機能の維持及び早期回復を図るため、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林を含む人工造林地で、皆伐については、伐採後、当該伐採が完了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して2年以内に更新するものとする。ただし、択伐によるものについては、伐採後、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して5年以内に更新するものとする。

2 天然更新に関する事項

天然更新については、前生稚樹の生育状況、母樹の存在等森林の現況、気候、地形、土壌等の自然的条件、林業技術体系等からみて、主として天然力を活用することにより適確な更新が図られる森林において行うこととする。

(1) 天然更新の対象樹種

天然更新の対象樹種

天然更新の対象樹種	アカマツ、クヌギ、コナラ
ぼう芽による更新が可能な樹種	クヌギ、コナラ

(2) 天然更新の標準的な方法

ア 天然更新の対象樹種の期待成立本数

天然更新を行う際には、対象樹種における期待成立本数に10分の3を乗じた本数（立木度3）以上の本数（ただし、周辺の植生の草丈を超える樹高以上のものに限る）を更新するものとする。

天然更新の対象樹種における5年生時の期待成立本数は下表のとおり。

樹 種	期待成立本数（本／ha）
クヌギ、コナラ	10,000

イ 天然更新補助作業の標準的な方法

区分	標準的な方法
地表処理	○ササや粗腐植の堆積等により、天然下種更新が阻害されている箇所について、かき起こしや枝条整理等の作業を行い、種子の定着と発生稚樹の保護を図る。
刈出し	○ササ等の下層植生により、天然稚樹の生育が阻害されている箇所について、稚樹の周囲の刈出しを行い、天然稚樹の生育の保護を図る。
植込み	○天然稚樹等の生育状況等を勘案し、天然下種更新及びぼう芽更新の不十分な箇所について、経営目標に適した樹種を選定し、植込みを行う。
芽かき	○ぼう芽更新を行った林分について、ぼう芽に優劣の差が生じた時期に優勢なものを1株に1～3本残し、それ以外のかき取るものとする。芽かきを1回行う場合は伐採3年目頃、2回行う場合は伐採後1～2年目頃と5～6年目頃に行うものとする。

<立木度>

幼齡林（概ね15年生未満の林分）においては、現在の林分の本数と当該林分の林齢に相当する期待成立本数とを対比して十分率をもって表す。

$$\text{立木度} = \frac{\text{現在の林分の本数}}{\text{当該林分の林齢に相当する期待成立本数}} \times 10$$

ウ その他天然更新の方法

天然更新による場合、(3)に定める「伐採跡地の天然更新をすべき期間」内に天然更新の対象樹種が立木度3（ただし、周辺の植生の草丈を超える樹高以上のものに限る）以上成立している状態をもって更新完了を判断するものとする。

なお、更新すべき立木の本数を満たす天然更新が困難であると判断される場合は、天然更新補助作業又は人工造林を行って適切な更新を確保するものとする。

また、天然更新の完了確認の詳細については、「福島県における天然更新完了基準書」（平成24年8月16日付け24森第905号）によるものとする。

(3) 伐採跡地の天然更新をすべき期間

森林の有する公益的機能の維持及び早期回復を図るため、当該伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して5年以内に更新するものとする。

3 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する事項

(1) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の基準

植栽によらなければ更新が困難な森林とは、「天然更新完了基準書作成の手引きについて」（平成24年3月30日付け23林整計第365号林野庁森林整備部計画課長通知）において示されている設定例を基本とし、現況が針葉樹人工林であり、母樹となり得る高木性の広葉樹林が更新対象地の斜面上方や周囲100m以内に存在せず、林床にも更新樹種が存在しない森林とする。

(2) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林

森林の区域	備考
「人工造林地」	森林の下層植生、周辺森林の母樹の保存状況・伐採面積等の条件により、天然更新が期待できる森林については、天然更新を認めるものとする。ただし、その場合、2の(2)のウに基づき更新完了の判断を行い、更新が完了していない場合は植栽等を求めるものとする。

4 森林法第10条の9第4項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準

(1) 造林の対象樹種

ア 人工造林の場合

1の(1)による。

イ 天然更新の場合

2の(1)による。

(2) 生育し得る最大の立木の本数

天然更新の対象樹種の立木が5年生時点で生育し得る最大の立木の本数は1ヘクタール当たり概ね10,000本とする。

また、更新すべき本数は1ヘクタール当たり概ね3,000本以上とする。

5 その他必要な事項

都市部を中心に社会的問題となっている花粉症に対処するため、花粉の少ない苗木の植栽を推進するものとする。

放射性物質の拡散防止のため、伐採後は速やかに植栽やぼう芽更新等の天然更新により森林の再生を図るものとする。また、きのこ原木林再生のため、技術の開発状況や知見の集積等も踏まえ、植栽やぼう芽更新による広葉樹林の計画的な再生を推進し、適正な森林の管理を進めるため、伐採及び伐採後の造林の届出等の制度における森林の状況報告の適正な運用を図るものとする。

第3 間伐を実施すべき標準的な林齢，間伐及び保育の標準的な方法、その他 間伐及び保育の基準

1 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法

間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法

樹種	施行体系 (植栽本数)	間伐時期（林齢）					間伐の方法
		初回	2回	3回	4回	5回	
スギ	3,000本/ha	14	19	25	32	40	選木は、林分構成の適正化を図るよう、形質不良木に偏ることなく行うこと。 間伐率は、地域の実情及び林分収獲予想表を考慮して決定すること。なお、適度な下層植生を有する適正な林分構造が維持されるよう、適切な伐採率により繰り返し間伐を行うこと。 間伐の時期は、左記の林齢を標準とし、地況、林況等を考慮し決定すること。 平均的な間伐の実施時期の間隔の年数は、標準伐期齢未満の森林は概ね10年、標準伐期齢以上の森林は概ね15年とする。 列状間伐は、林地の保全及び林分の健全な育成を確保できる場合であって、風雪害等気象害の恐れのない林分において実施すること。 長伐期施業で高齢林分の間伐を実施する場合は、立木の成長力に留意するとともに、生産目標や林分密度、気象災害等を検討の上、行うこと。 施業の安全性及び省力化・効率化の観点から、列状間伐の導入に努めること。
ヒノキ	3,000本/ha	19	24	30	40	－	
アカマツ	5,000本/ha	17	21	26	32	39	

「間伐とは、林冠が隣り合わせた樹木の葉が互いに接して葉の層が林地を覆ったようになり、うっ閉（樹冠疎密度が10分の8以上になること）し、立木間の競争が生じ始めた森林において、主に目的樹種の一部を伐採することをいい、材積に係る伐採率が35%以下であり、かつ、伐採年度の翌伐採年度の初日から起算しておおむね5年後においてその森林の樹冠疎密度が10分の8以上に回復することが確実であると認められる範囲内で行う」

2 保育の種類別の標準的な方法

(1) 保育の標準的な実施林齢及び回数

保育の種類	樹種	実施すべき標準的な林齢及び回数														
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15
下刈り	スギ	○	○	○	○	△										
	ヒノキ	○	○	○	○	△										
	アカマツ	○	○	○	○	△										
除伐 (つる切り)	スギ									△			○			○
	ヒノキ									△			○			○
	アカマツ															
枝打ち	スギ										△			○		
	ヒノキ										△			○		

(注1) ○は年1回、△は必要に応じて実施するもの。

(注2) 本表は、地位(中)における15年生までの一般的な保育基準であり、当該林地の地位、地利条件、林家の経営条件等により実施年齢、回数は異なるので、地域の実情に応じて適用することとする。

(2) 保育の標準的な方法

保育作業	
下刈り	雑草木が造林木の成長に支障を及ぼしている林分を対象に、局所的気象条件、植生の繁茂状況に応じて、作業の省力化・効率化に留意しつつ適切な時期及び作業方法により行うものとする。また、下刈りの終期は、目的樹種の生育状況、植生の種類及び植生高により判断する。
除伐 (つる切り)	下刈りの終了後、間伐を行うまでの間に行い、目的外樹種であってもその生育状況、公益的機能の発揮及び将来の利用価値を勘案し、有用なものは保残し育成する。 (つる切りは、林分が閉鎖するまでの間で、つる類の繁茂状況に応じて行うものとする。)
枝打ち	経営の目的、樹種の特性、地位及び地利等を考慮して行う。

3 その他必要な事項

森林所有者が自主的に長伐期施業を行う場合は、林木の成長による過密化に伴う林内相対照度の低下を防止し、下層植生を適正に維持するため、適切に間伐を実施するものとする。この場合、立木の伐りすぎによる公益的機能の低下を防止するため、一定の蓄積を維持できるよう成長量相当分を間伐するものとする。

また、花粉症対策に資するため、スギ、ヒノキの人工造林地の間伐にあたっては、雄花着花量の多い林木について優先的に実施することとする。

上記1及び3に定める間伐の基準に照らし、計画期間内において間伐を実施する必要があると認められる森林の所在等を参考資料(5)に示す。

第4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

1 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域における施業の方法

(1) 水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

ア 区域の設定

該当なし

(2) 土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林、その他水源涵養機能維持増進森林以外の森林

ア 区域の設定

007林班 36～67小班

イ 施業の方法

施業の方法として、地形・地質等の条件を考慮した上で伐採に伴って発生する裸地化の縮小並びに回避を図るとともに天然力も活用した施業、風や騒音等の防備や大気浄化のために有効な森林の構成の維持を図るための施業、憩いと学びの場を提供する観点からの広葉樹の導入を図る施業、美的景観の維持・形成に配慮した施業を推進するものとする。

なお、具体的施業の区分を以下に示すとともに、施業方法別の森林の区域は別表2のとおり。

(ア) 長伐期施業を推進すべき森林

適切な伐区の形状・配置等により伐採後の林分において、これら公益的機能の確保が可能な森林は、「長伐期施業を推進すべき森林」として定め、樹種毎（区域毎）の伐期齢の下限を標準伐期齢の概ね2倍以上とする。

(イ) 複層林施業を推進すべき森林

次の①から③に示す森林のうち、これら公益的機能の維持増進を特に図るための施業を推進すべき森林については、「択伐による複層林施業を推進すべき森林」として定め、それ以外の森林については「複層林施業を推進すべき森林」として定めるものとする。

① 傾斜が急な箇所、傾斜の著しい変異点を持っている箇所又は山腹の凹曲部等地表流下水、地中水の集中流下する部分を持っている箇所、地質が基岩の風化が異常に進んだ箇所、基岩の節理又は片理が著しく進んだ箇所、破碎帯又は断層線上にある箇所、流れ盤となっている箇所、土壌等が火山灰地帯等で表土が粗しょうで凝集力のきわめて弱い土壌からなっている箇所、土層内に異常な滞水層がある箇所、石礫地からなっている箇所、表土が薄く乾性な土壌からなっている箇所等の森林等

② 都市近郊林等に所在する森林であって郷土樹種を中心とした安定した林相をなしている森林、市街地道路等と一体となって優れた景観美を構成する森林、気象緩和、騒音防止等の機能を発揮している森林等

③ 湖沼、瀑布、溪谷等の景観と一体となって優れた自然美を構成する森林、紅葉等の優れた森林美を有する森林であって主要な眺望点から望見されるもの、ハイキング、キャンプ等の保健・文化・教育的利用の場として特に利用されている森林のうち、保健・レクリエーション機能及び文化機能の発揮が特に求められる森林等

(ウ) 特定広葉樹の育成を行う森林施業を推進すべき森林

保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林のうち、特に地域独自の景観等が求められる森林で、風致の優れた森林の維持又は造成のために必要な場合は、特定の樹種の広葉樹を育成する森林施業を行うものとする。

2 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域における森林施業の方法

(1) 区域の設定

該当なし

3 その他必要な事項

特になし

第5 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項

1 森林の経営の受委託等による森林の経営規模の拡大に関する方針

町における安定的な林業経営の確立に向け、意欲ある森林所有者や森林組合、林業経営体等による「森林経営計画」の作成を促進し、計画に基づく低コストで効率的な森林施業の定着を図るものとする。

2 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大を促進するための方策

森林所有者が施業できない場合等、意欲ある者への長期的な施業の委託を進めるとともに森林経営の委託への転換を目指すものとする。そのため、地区協議会等による合意形成や森林所有者等への普及啓発活動のほか、集約化に必要な情報の提供や助言・斡旋等を推進するものとする。

また、その際に施業等の委託が円滑に進むよう、施業内容やコストを明示した提案型施業の普及・定着を促進するものとする。

このほか、間伐等の適切な森林の整備及び保全を推進するための条件整備として、境界の整備や林地台帳、森林クラウドの効果的な活用など、森林管理の適正化を図るものとする。

3 森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項

森林の施業又は経営の受託等を実施する場合、森林経営の受託の方法及び立木の育成権の委任の程度等に留意すること。

4 森林経営管理制度の活用に関する事項

森林所有者が自ら森林組合等に施業の委託を行うなどにより森林の経営管理を実行することができない場合には、森林経営管理制度の活用を図り、森林所有者から経営管理権を取得した上で、林業経営に適した森林については意欲と能力のある林業経営者に経営管理実施権を設定するとともに、経営管理実施権の設定が困難な森林及び当該権利を設定するまでの間の森林については、森林環境譲与税を活用しつつ、市町村森林経営管理事業を実施することにより、適切な森林の経営管理を推進するものとする。

また、経営管理権集積計画又は経営管理実施権配分計画の作成に当たっては、本計画に定められた公益的機能別施業森林や木材の生産機能維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林等における施業の方法との整合性に留意するものとする。

加えて、経営管理権又は経営管理実施権の設定が見込まれる森林においては、当該森林の状況等に応じて公益的機能別施業森林又は木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域に位置づけるとともに、森林経営管理事業を行った森林については、必要に応じ保安林指定に向けた対応を行い、当該区域において定める森林施業等の確実な実

施を図るものとする。

5 その他必要な事項
該当なし

第6 森林施業の共同化の促進に関する事項

1 森林施業の共同化の促進に関する方針

本町の森林は、そのほとんどが小面積のうえ散在しているため、森林施業計画も策定されていないが、今後は比較的まとまりのある森林について森林所有者及び森林組合と協議の上、経営計画等樹立について努めていく。

2 施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策

本町の森林は、小面積かつ散在しており、個人で森林施業を継続実施していくことは困難であることから、比較的まとまりのある森林については、森林経営計画の樹立と併せ、施業実施協定の締結に努めていく。その他森林については、森林組合における受託事業を推進し、森林の整備に努めていく。

3 共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項

(1) 共同して森林施業を実施しようとする者（以下「共同施業実施者」という。）は、一体として、効率的に施業を実施するのに必要な土場、作業場等の設置及び維持管理の方法並びに利用に関し、必要な事項をあらかじめ明確にしておくこと。

(2) 共同施業実施者は、共同して実施しようとする施業の種類に応じ、労務の分担又は相互提供、林業経営体等への共同による施業委託、種苗その他の共同購入等を共同して行う施業の実施方法をあらかじめ明確にしておくこと。

(3) 共同施業実施者の一部の者が(1)又は(2)により明確にした事項につき遵守しないことにより、他の共同施業実施者に不利益を被らせ又は森林施業の共同化の実効性が損なわれることのないよう、あらかじめ施業の共同実施の実効性を担保するための処置について明確にしておくこと。

4 その他必要な事項
特になし

第7 作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項

1 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムに関する事項

区分	作業システム	路網密度 (m/ha)		
		基幹路網	細部路網	合計
緩傾斜地 (0° ~15°)	車両系	30以上	80以上	110以上
中傾斜地 (15° ~30°)	車両系	23以上	62以上	85以上
	架線系		2以上	25以上
急傾斜地 (30° ~35°)	車両系	16以上	44 〈34〉 以上	60 〈50〉 以上
	架線系		4 〈0〉 以上	20 〈15〉 以上
急峻地 (35° ~)	架線系	5以上	0以上	5以上

(注) 路網密度の水準については、木材搬出予定箇所に適用するものとし、尾根、溪流、天然林等の除地には適用しないものとする。

(注2)「急傾斜地」の〈〉書きは、広葉樹の導入による針広混交林化など育成複層林へ誘導する森林における路網密度。

2 路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項

該当なし

3 作業路網の整備に関する事項

(1) 基幹路網に関する事項

ア 基幹路網の作設にかかる留意点

安全の確保、土壌の保全等を図るため、適切な規格・構造の路網の整備を図る観点等、林道規程（昭和48年4月1日付け48林野道第107号林野庁長官通知）、林業専用道作設指針（平成22年9月24日付け22林整第602号林野庁長官通知）を基本として、県が定める「林道指針」及び「林業専用道作設指針と福島県における運用細則」に則し開設するものとする。

なお、森林整備と一体となった放射性物質対策を進める場合の路網開設に当たっては、放射性物質の拡散防止の観点から、土工量の少ない線形の選択や、土砂流出防止対策を実施するなど、土砂流出の抑制措置を講じるものとする。

イ 基幹路網の整備計画

特になし

ウ 基幹路網の維持管理に関する事項

「森林環境保全整備事業実施要領」（平成14年3月29日付け13林整第885号林野庁長官通知）、「民有林林道台帳について」（平成8年5月16日付け8林野基第158号林野庁長官通知）等に基づき、管理者を定め、台帳を作成して適切に管理するものとする。

(2) 細部路網に関する事項

ア 細部路網の作設にかかる留意点

継続的な使用に供する森林作業道の開設について、基幹路網との関連や丈夫で簡易な規格・構造の路網を整備する観点等から森林作業道作設指針（平成22年11月17日付け林整第656号林野庁長官通知）を基本として、県が定める森林作業道作設指針に則し開設するものとする。

イ 細部路網の維持管理に関する事項

福島県森林整備加速化・林業再生基金事業（路網整備事業）事務取扱要領（平成27年2月20日付け26森第3529号）、「福島県森林整備促進路網整備事業実施要領（平成28年5月9日付け28森第236号）」等に基づき、管理者を定め、台帳を作成して善良な管理をするものとする。

4 その他必要な事項

特になし

第8 その他必要な事項

1 林業に従事する者の養成及び確保に関する事項

本町における林業の業務量は少ないこと等から労務班員の通年雇用が難しく、流域内の市町村と共同で林業の担い手の養成・確保を検討することとする。

また、林業経営体は、林業労働者の被ばくを低減するため、従来までの林業労働安全衛生教育に加え、「特定線量下業務に従事する労働者の放射線障害防止のためのガイドライン」等に基づく必要な対策を講じるものとする。

2 森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項

高性能林業機械を主体とする林業機械の導入目標

作業の種類		現状（参考）	将来
伐倒	町内一円	チェーンソー	チェーンソー、ハーベスタ
造材		チェーンソー	プロセッサ、ハーベスタ
集材		林内作業車	林内作業車 タワーヤーダ
造林	地拵 下刈	刈払機	刈払機
保育等	枝打	人力	自動枝打機

また、放射性物質対策における機械作業として、作業の効率化や作業員の被ばく低減を図るためキャビン付き高性能林業機械等の導入を検討する。

3 林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項

特になし

Ⅲ 森林の保護に関する事項

第1 鳥獣害の防止に関する事項

1 鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法

(1) 区域の設定

該当なし

(2) 鳥獣害の防止の方法

該当なし

2 その他必要な事項

特になし

第2 森林病虫害の駆除及び予防、火災の予防その他の森林の保護に関する事項

1 森林病虫害等の駆除又は予防の方法

(1) 森林病虫害等の駆除及び予防の方針及び方法

松くい虫の被害については、保全すべき森林や自然公園区域等の地域において重要な森林を中心として、予防と駆除を組み合わせた総合的な防除対策を推進し、被害の早期把握と拡大防止、並びに健全な森林の育成に努めるものとする。

また、その他病虫害被害についても、その被害状況や緊急性、被害森林の公益的機能等に配慮した対策を講じるものとする。

保全すべき森林は別表3のとおり

(2) その他

特になし

2 鳥獣害対策の方法（第1に掲げる事項を除く）

野生鳥獣による森林被害については、鳥獣保護管理施策や農業関係施策等との連携を図りつつ、効果的な防除対策を講じていくとともに、野生鳥獣との共存にも配慮した針広混交林や育成複層林の整備等の健全な森林整備を推進するものとする。

3 林野火災の予防の方法

森林の持つ公益的な機能や森林への関心の高まりに伴い入山者が増加し、林野火災発生危険性の増大していることから、地域関係者や消防関係機関との連携を図りながら、山火事予防運動等の普及啓発活動を推進し、林野火災の未然の防止に努めていくものとする。

4 森林病虫害の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項

火入れを行う者は、鏡石町火入れに関する条例に基づき必要な手続き及び規定を遵守するものとする。

5 その他必要な事項

(1) 病虫害の被害を受けている等の理由により伐採を促進すべき森林

（松くい虫被害対策に係る県計画及び地区実施計画で指定した被害拡大防止森林及び地区被害拡大防止森林）

地区	森林の区域・区分		備考
	被害拡大防止森林	地区被害拡大防止森林	
小栗山地区 北町地区	該当なし	7, 12林班の一部	

(2) その他

森林所有者はもとより、福島県森林保全巡視員や町の不法投棄監視員等による巡視や森林組合等と連携し、森林環境の異変に関し情報提供を依頼し、情報収集に努める。

また、林野火災や気象災害による森林所有者の損失を補填するための森林保険への加入を促進するなど、地域森林の総合的な維持対策に努める。

IV 森林の保健機能の増進に関する事項

1 保健機能森林の区域

森林の所在		森林の林種別面積（ha）						備考
位置	林小班	合計	人工林	天然林	無立木地	竹林	その他	
007林班	36～67班	7.25	0.26	6.99	-	-	-	

2 保健機能森林の区域内の森林における造林，保育，伐採その他の施業の方法に関する事項

保健機能森林の施業については、森林の保健機能の増進を図るとともに、施設の設置に伴う森林の有する水源涵（かん）養、県土保全等の機能の低下を補完するため、自然環境の保全及び森林の有する諸機能の保全に配慮する。

また、快適な森林環境の維持及び利用の利便性にも配慮し、間伐、除伐等の

保育に努める。

施業の区分	施業の方法
択 伐	抜き切りによる

3 保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備に関する事項 特になし

4 その他必要な事項

保健機能森林の管理・運営に当たっては、自然環境の保全に配慮しつつ、森林の保全と両立した森林の保健機能の増進がはかれるよう、地域の実情、利用者の意向等を踏まえて、森林及び施設の適切な管理、防火体制・防火施設の整備並びに利用者の安全及び円滑な交通の確保に留意するものとする。

V その他森林の整備のために必要な事項

1 森林経営計画の作成に関する事項

(1) 路網の整備の状況その他の地域の実情からみて造林、保育、伐採及び木材の搬出を一体として効率的に行うことができると認められる区域森林法施行規則第33条1号ロの規定に基づく区域について、次のとおり定めるものとする。

区域名	林班	区域面積 (ha)
鏡石町	001、002、003、004、005、006、007、 008、009、010、011、012、013、014	326.87

(2) その他

森林経営計画を作成するに当たり、次に掲げる事項について適切に計画するものとする。

ア IIの第2の3の植栽によらなければ適確な更新が困難な森林における主伐後の植栽

イ IIの第4の公益的機能別施業森林の施業方法

ウ IIの第5の3の森林の施業又は経営の受託等を実施する上で留意すべき事項及びIIの第6の3の共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項

エ IIIの森林の保護に関する事項

経営管理実施権が設定された森林については、森林経営計画を樹立して適切な施業を確保することが望ましいことから、経営管理実施権配分計画が公告された後、林業経営者は、当該森林について森林経営計画の作成に努めること。

2 生活環境の整備に関する事項

生活環境施設の整備計画

施設の種類	位置	規模	対図番号	備考

3 森林整備を通じた地域振興に関する事項

該当なし

4 森林の総合利用の推進に関する事項

森林の総合利用施設の整備計画

施設の種類	現状（参考）		（将来）		対図 番号
	位置	規模	位置	規模	

5 住民参加による森林の整備に関する事項

該当なし

6 森林経営管理制度に基づく事業に関する事項

計画期間内における市町村森林経営管理事業計画

区域	作業種	面積	備考

7 その他必要な事項

該当なし

【別表 1】

区 分	森林の区域	面積 (ha)
水源の涵養 ^{かん} の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	該当なし	
土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	該当なし	
快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	007林班 36～67小班	7.25
保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	007林班 36～67小班	7.25
その他公益的機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	該当なし	
木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	該当なし	
木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林のうち、特に効率的な森林施業が可能な森林	該当なし	

※森林の区域の記載については、付属資料の市町村森林整備計画概要図に図示することを持って代えることができる。

【別表 2】

施業の方法	森林の区域	面積 (ha)
伐期の延長を推進すべき森林	該当なし	
長伐期施業を推進すべき森林	該当なし	
複層林施業を推進すべき森林	複層林施業を推進すべき森林 (択伐によるものを除く)	該当なし
	択伐による複層林施業を推進すべき森林	007林班 36～67小班 7.25
特定広葉樹の育成を行う森林施業を推進すべき森林	該当なし	

【別表 3】保全すべき森林の区域

(松くい虫被害対策に係る県計画及び地区実施計画で指定した松を主体として保全する森林)

地区	森林の区域・区分		備考
	高度公益機能森林	地区保全森林	
小栗山地区	該当なし	7 林班の一部	
緑町地区	該当なし	1 1 林班の一部	

2 参考資料

(1) 人口及び就業構造

① 年齢層別人口動態

		総 計			0～14歳			15～29歳		
		計	男	女	計	男	女	計	男	女
実 数 (人)	17年	12,746 (100.0)	6,211	6,535	2,089	1,073	1,016	2,300	1,161	1,139
	22年	12,815 (100.5)	6,316	6,499	1,991	1,030	961	2,027	1,059	968
	27年	12,486 (97.9)	6,092	6,394	1,809	934	875	1,769	909	860
	R2年	12,318	6,030	6,288	1,684	882	802	1,684	879	805
構成比 (%)	17年	100.0	48.7	51.3	16.4	8.4	8.0	18.0	9.1	8.9
	22年	100.0	49.3	50.7	15.5	8.0	7.5	15.8	8.3	7.5
	27年	100.0	48.8	51.2	14.5	7.5	7.0	14.2	7.3	6.9
	R2年	100.0	49.0	51.0	13.7	7.2	6.5	13.7	7.1	6.5

		30～44歳			45～64歳			65歳以上		
		計	男	女	計	男	女	計	男	女
実 数 (人)	17年	2,367	1,199	1,168	3,571	1,770	1,801	2,419	1,008	1,411
	22年	2,494	1,289	1,205	3,572	1,785	1,787	2,731	1,153	1,578
	27年	2,492	1,292	1,200	3,276	1,646	1,630	3,140	1,311	1,829
	R2年	2,389	1,239	1,150	3,114	1,568	1,546	3,447	1,462	1,985
構成比 (%)	17年	18.6	9.4	9.2	28.0	13.9	14.1	19.0	7.9	11.1
	22年	19.5	10.0	9.5	27.9	13.9	13.9	21.3	9.0	12.3
	27年	20.0	10.3	9.6	26.2	13.2	13.1	25.1	10.5	14.6
	R2年	19.4	10.1	9.3	25.3	12.7	12.6	28.0	11.9	16.1

資料：令和2年国勢調査

② 産業部門別就業者数等

	年次	総数	第 1 次産業				第 2 次産業		第 3 次産業
							うち木材・		

			農業	林業	漁業	小計		木製品製造業	
実数 (人)	17年	6,493	826	0	0	826	2,466	—	3,201
	22年	6,378	640	2	1	643	2,256	—	3,479
	27年	6,218	552	0	0	552	2,321	—	3,345
	R2年	6,099	538	7	1	546	2,196	—	3,204
構成比 (%)	17年	100.0	12.7	0.0	0.0	12.7	38.0	—	49.3
	22年	100.0	10.0	0.03	0.01	10.1	35.4	—	54.5
	27年	100.0	8.9	0.0	0.0	8.9	37.3	—	53.8
	R2年	100.0	8.8	0.1	0.02	9.0	36.0	—	52.5

(注)

3. データがない部分は「—」で表示する。

資料：令和2年国勢調査

(2) 土地利用

	年次	総土地面積	耕地面積						
			計	田	畑		樹園地		
							果樹園	茶園	桑園
実数 (ha)	17年	3,125	1,233	1,005	165	63	56	—	7
	22年	3,125	1,201	996	149	57	50	—	7
	27年	3,130	1,107	943	109	55	50	—	—
	R2年	3,130	749	626	95	28	—	—	—
構成比 (%)	17年	100	39.4	32.2	5.2	2.0	1.8	—	0.2
	22年	100	38.5	31.9	4.9	1.8	1.8	—	0.2
	27年	100	35.4	30.1	3.5	1.8	1.6	—	—
	R2年	100	23.9	20.0	3.0	0.9	—	—	—

草地面積	林野面積			その他面積
	計	森林	原野	
—	347	341	6	1,546
—	342	336	6	1,551
—	344	344	—	1,679
8	345	345	—	2,028
0.0	11.1	—	—	49.5
0.0	10.9	—	—	49.6
—	11.0	—	—	53.6
0.3	11.0	11.0	—	64.8

(注)

7. データがない部分は「—」で表示する。

資料：2020農林業センサス

(3) 森林転用面積

年次	総数	工事業場用地	住宅・別荘用地	ゴルフ場・レジャー用地	農用地	公共用地	その他
17年	—	—	—	—	—	—	—
22年	—	—	—	—	—	—	—
27年	—	—	—	—	—	—	—

(注)

3. データがない部分は「—」で表示する。

(4) 森林資源の現況等

① 保有者形態別森林面積

保有形態	総面積 面積(A)	比率	計	人工林(B)	天然林	人工 林率 (B/A)
総数	ha 312	100.0%	ha 295	ha 54	ha 241	% 17.3
国有林	0	0	0	0	0	0
計	10	3.2	10	0	10	0
都道府県有林	0	0	0	0	0	0
市町村有林	10	3.2	10	0	10	0
財産区有林	0	0	0	0	0	0
私有林	302	96.8	285	54	231	17.9

② 在（市町村）者・不在（市町村）者別私有林面積

	年次	私有林 合計	在（市町村） 者 面積	不在（市町村）者面積		
				計	県内	県外
実数 ha	17年	—	—	—	—	—
	22年	—	—	—	—	—
	27年	—	—	—	—	—
構成比 %	17年	—	—	—	—	—
	22年	—	—	—	—	—
	27年	—	—	—	—	—

(注) 1. 資料は農業センサスとする。

2. 年次は、結果が公表されている最近3回の国勢調査年次とする。

3. 構成比（ ）は、不在（市町村）者面積の県内、県外比率とする。

4. データがない部分は「—」で表示する。

③ 民有林の齢級別面積

齢級別 区分	総数	1・2 齢級	3・4	5・6	7・8	9・10	11齢級 以上
民有林計	ha295	14	12	8	19	41	200
人工林	54	5	1	1	4	11	32
天然林	241	9	12	7	15	30	168

(備考) ※主要樹種別の面積比	
○人工林	スギ 7 割：ヒノキ 1 割：アカマツ・クロマツ 1 割：その他広葉樹 1 割
○天然林	アカマツ・クロマツ 3 割：その他広葉樹 7 割

- (注) 1. 令和元年度調整地域森林計画の資料（森林資源構成表）を参考に記入する。
2. 備考欄には主要樹種別の面積比を記入する。
3. 数値は小数点切上げとしているため実数と合わない場合がある。

④ 保有山林面積規模別林家数

面積規模	林家数				
～ 3 ha	21	10～20ha	3	50～100ha	－
3 ～ 5 ha	5	20～30ha	－	100～500ha	－
5 ～ 10ha	2	30～50ha	－	500ha以上	－
				総 数	31

- (注) 1. 資料は農業センサスとする。
- 資料：2020農林業センサス

⑤ 林道の状況

区 分	路線数	延 長 (km)	林道にかかる利 用区域面積 (ha)	林道密度 (m/ha)
国有林林道	0	0	0	0
民有林林道	4	2.9	347	8.57

(5) 計画期間内において間伐を実施する必要があると認められる森林の所在

樹種	齢級	森林の所在
スギ ヒノキ アカマツ カラマツ	4 ～ 1 0	全林班のうち、該当する小班 (※)

※該当する小班とは、森林経営計画が作成されていない面積 0.5ha 以上の森林であって、20年生～標準伐期齢未満は過去 5 年以内、標準伐期齢以上は過去 10 年以内に間伐の履歴が確認できない森林とする。

(6) 市町村における林業の位置付け

① 産業別総生産額

(単位：百万円)

総 生 産 額 (A)		55,757
内 訳	第1次産業	630
	うち 林 業 (B)	3
	第2次産業	30,341
	うち木材・木製品製造業 (C)	122
	第3次産業	24,218
B + C / A		0.22%

(注) 資料は福島県市町村民経済計算年報（平成 28 年度版）による。
データがない部分は「－」で表示する。

--	--

② 製造業の事業所数、従事者数、現金給与総額

(30年現在)

	事業所数	従業者数(人)	現金給与総額(万円)
全製造業(A)	57	2,361	1,055,807
うち木材・木製品製造業(B)	3	47	18,922
B/A	5.3%	2.0%	1.8%

- (注) 1. 最近年の工業統計表の「市町村編」による。
2. 製造業には、林業が含まれない。
3. 木材・木製品製造業の定義は、「産業分類」(総務省)によるものであり、製材業、合板製造業等が含まれる。
4. データがない部分は「－」で表示する。

(7) 林業関係の就業状況(31年4月1日現在)

区分	組合・事業者数	従業者数		備考
			うち作業員数	
森林組合	1	90	64	(名称: Fukushima 中央森林組合)
生産森林組合	－	－	－	
素材生産業	0	0	0	
製材業	1	12	－	
合計	2	102	64	

- (注) 1. 資料は、森林組合は「森林組合一斉調査票」、その他は「木材業者登録証」による。
1. データがない部分は「－」で表示する。

(8) 林業機械等設置状況

区分	総数	公有林	森林組合	会社	個人	その他	備考
集材機	0	－	－	－	－	－	
モノケーブル	0	－	－	－	－	－	ジグザグ集材施設
リモコンウインチ	0	－	－	－	－	－	無線操縦による寄与機
自走式搬器	0	－	－	－	－	－	リモコン操作による巻き上げ搬器
集材車	0	－	－	－	－	－	林内作業車
ホイールトラクタ	0	－	－	－	－	－	主として索引式集材用
動力枝打機	0	－	－	－	－	－	自動木登式
トラック	0	－	－	－	－	－	主として運材用のトラック
グラップルクレーン	0	－	－	－	－	－	グラップル式のクレーン
計	0	－	－	－	－	－	
(高性能機械)		－	－	－	－	－	
フェラーバンチャー	0	－	－	－	－	－	

スキッダ	0	－	－	－	－	－	伐倒、木揃用の自走式
プロセッサ、 グラップルソー	0	－	－	－	－	－	枝払、玉切、集積用自走機
ハーベスター	0	－	－	－	－	－	伐倒、枝払、玉切、集積用自走機
フォワーダ	0	－	－	－	－	－	積載式集材車両
タワーヤーダー	0	－	－	－	－	－	タワー付き集材機

(注) 1. 資料は、「平成26年度林業機械の保有台数調査」とする。(農林事務所提供)。

2. データがない部分は「－」で表示する。

(9) 林産物の生産状況

	素 材	チップ	苗 木	ナメコ	生しいたけ	
生産量	1,000m ³	0m ³	0千本	0kg	10 t	
生産額(百万円)	－	－	－	－	－	

(注) 1. 最近1年間の生産について記入する。

2. その他の品目があれば、欄を設けて記入する。

3. データ無しは「－」とする。

資料：令和5年福島県森林・林業統計書（令和4年度）

(10) 森林経営管理制度による経営管理権の設定状況

番号	所在	現況 (面積、樹種、林齢、材積等)	経営管理実施権 設定の有無
－	－	－	－

(注) 計画作成(変更)時点の状況について記入する。